

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）

（国の補助）

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

社会教育法（昭和 24 年 6 月 10 日法律第 207 号）

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

～スポーツ課からのスポーツ団体への補助金交付状況について～

平塚市のスポーツの普及、振興及び生涯スポーツの促進を図るため、スポーツ団体やスポーツ事業、市内で開催される全国大会等に補助金を交付し、本市スポーツ施策に寄与する。

<令和4年度予算案>

分類	補助事業(団体)名	金額(円)	根拠
団体補助	平塚市体育協会 平塚市体育振興連絡協議会 平塚レクリエーション連盟	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	平塚市スポーツ団体補助金交付要綱
大会補助	日本学生陸上個人選手権大会 秩父宮賜杯実業団・学生対抗陸上競技大会	■■■■■ ■■■■■	スポーツ全国大会等開催補助金交付要綱
事業補助	サッカー文化の振興による まちづくり事業	■■■■■	平塚市スポーツ事業補助金交付要綱
<p>【事業内容】</p> <p>指導者派遣事業 / 小・中学生トレーニングセンターへの指導者派遣(小20回、中5回)</p> <p>市内巡回授業・教室実施事業 / 小学校15校、幼稚園・保育園32園</p> <p>スポーツ体験実施事業 / 親子サッカー教室(3回)</p> <p>交流大会実施事業 / 幼児交流サッカー大会(1回)</p>			

【令和4年予算編成留意事項】

- ・ 経常的経費は「一件審査方式」とし、全庁的な視点から、その事業の必要性や優先度、財源配分のあり方などについて検討し、必要な予算措置とする。
- ・ 補助金は必要性や妥当性などの側面と財政状況などの総合的な見地から検証、再検討する。

【スポーツ課の予算編成の考え方】

- ・ 事業関係は、継続していく考えのもと、枠予算内で調整して対応します。
- ・ 施設関係は、安心・安全で快適な施設利用ができるよう枠予算内で調整して対応します。

【主な対応】

- ・ 大会運営委託料や報償費等の事業経費は、運営に支障をきたすので前年度と同額とします。
- ・ ひらつかパラスポーツフェスタを継続的に開催するため、2次経費で要求します。
- ・ 東京オリンピック・パラリンピックのレガシとしてパラスポーツの普及振興を図るため、ポッチャ競技用具購入費用を2次経費で要求します。
- ・ 令和2、3年度中止となったかながわ駅伝について、令和4年度は開催する見込みとなったため、平塚市陸上競技協会への選手派遣委託料を2次経費で要求します。
- ・ 各種体育施設の維持・管理・運営を行うため、指定管理委託料等について、2次経費で要求します。
- ・ 2022年ねんりんピック神奈川大会の運営委託料(実行委員会)を3次経費で要求します。

【補助金対応】

- ・ 団体、大会、事業補助は前年度同様額とする。

平塚市スポーツ団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のスポーツ又はレクリエーションの振興を図るため、スポーツ又はレクリエーションの普及、振興若しくは指導を目的に活動する団体(以下「スポーツ団体」という。)に対し、平塚市スポーツ団体補助金を交付することについて、補助金等の交付に関する規則(昭和54年規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱において補助の対象となるスポーツ団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 平塚市体育協会
- (2) 平塚市体育振興連絡協議会
- (3) 平塚レクリエーション連盟

(補助金額)

第3条 補助金額は、補助対象事業費の2分の1以内の額で予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第5条の規定による補助金の交付申請は、平塚市スポーツ団体補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要とする書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下に同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定通知)

第5条 規則第7条の規定による補助金の交付決定通知は、平塚市スポーツ団体補助金交付決定通知書(第2号様式)により行うものとする。

(補助対象からの排除)

第6条 市長は、平塚市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金等の交付の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人であって、代表者又は役員のうち暴力団に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、補助金等の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知書を受けた者は、市長の指示に従い補助金の支払を請求するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第11条の規定による実績報告は、当該事業終了後、速やかに、平塚市スポーツ団体補助金実績報告書(第3号様式)に次の書類を添えて行うものとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要とする書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、次に該当すると認められた場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(1) 当該年度決算繰越金と運営安定のための積立金の合計が当該年度補助金交付決定額より多いとき

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合であり、かつ、当該経費について消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が発生する場合、補助事業者は、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後、平塚市スポーツ団体補助金消費税仕入控除税額報告書(第4号様式)により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者はこれに速やかに応じなければならない。

(書類の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備えかつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助対象外経費)

第12条 次の経費は、補助対象外経費とすること。

- (1) 総会・理事会等の会議費
- (2) 飲食費(ただし、イベントなどでその場を離れられない特別な事由がある弁当代などは除く)
- (3) 懇親会費
- (4) 慰労的な研修会費、成果報告のない研修費
- (5) 慶弔費
- (6) 上部・他団体への負担金・分担金
- (7) 運営安定のための積立金
- (8) その他特定目的のための積立金
(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、平塚市スポーツ団体補助金の交付について、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
(平塚市スポーツ団体補助金交付要綱の廃止)
- 2 平塚市スポーツ団体補助金交付要綱(平成7年4月1日施行)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について、適用し、同日前に、廃止前の旧平塚市スポーツ団体補助金要綱に基づき交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。
(有効期限)
- 4 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

(適用除外)

- 5 第3条の規定について、第2条に規定する平塚レクリエーション連盟への適用は、当面の期間、除外する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、
決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

スポーツ全国大会等開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツの普及、振興及び生涯スポーツの促進を図るため、広く市民が観覧できる全国規模等のスポーツ大会(以下「スポーツ大会」という。)を開催する団体に対し、スポーツ全国大会等開催補助金を交付することについて、補助金等の交付に関する規則(昭和54年規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 この要綱において補助対象は、本市が招致し、又は市長が適当と認める市内で開催するスポーツ大会の運営・事業に必要な経費とする。

(補助金額)

第3条 補助金額は、補助対象事業費の2分の1以内の額で予算の範囲内とする。ただし、別表に定める区分による金額を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に市長が認めたものは、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第5条の規定による補助金の交付申請は、スポーツ全国大会等開催補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要とする書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下に同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第7条の規定による補助金の交付の決定通知は、スポーツ全国大会等開催補助金交付決定通知書(第2号様式)により行うものとする。

(補助対象からの排除)

第6条 市長は、平塚市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金等の交付の対象としないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団

(3) 法人であって、代表者又は役員のうち暴力団に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、補助金等の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第 1 項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（補助金の請求）

第 7 条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けたものは、市長の指示に従い、補助金の支払を請求するものとする。

（実績報告）

第 8 条 規則第 1 1 条の規定による実績報告は、当該事業終了後、速やかにスポーツ全国大会等開催補助実績報告書（第 3 号様式）に次の書類を添えて行うものとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の返還）

第 9 条 市長は、補助対象事業費の 2 分の 1 以内を超えて補助金の交付決定がされている場合は、期限を定めて、補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 1 0 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合であり、かつ、当該経費について消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が発生する場合、補助事業者は、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後、スポーツ全国大会等開催補助金消費税仕入控除税額報告書（第 4 号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者はこれに速やかに応じなければならない。

(補助対象外経費)

第11条 次の経費は、補助対象外経費とする。

(1) 会議費

(2) 飲食費(ただし、イベントなどでその場を離れられない特別な事由がある弁当代などは除く)

(3) 懇親会費

(4) 慶弔費

(5) 上部・他団体への負担金・分担金

(6) 運営安定のための積立金

(7) その他特定目的のための積立金

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、スポーツ全国大会等開催補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(平塚市スポーツ大会補助金交付要綱の廃止)

2 平塚市スポーツ大会補助金交付要綱(平成5年4月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について、適用し、同日前に、廃止前の旧平塚市スポーツ大会補助金交付要綱に基づき、交付要綱の申請があった補助金については、なお従前の例による。

(有効期限)

4 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象大会	補助金額
国際・全日本大会同規模の大会	300,000円
東日本大会同規模の大会	200,000円
関東大会同規模の大会	100,000円

平塚市スポーツ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市がスポーツ振興を図るため、平塚市スポーツ事業補助金を交付することについて、補助金等の交付に関する規則(昭和54年規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 平塚市スポーツ事業補助金を交付する団体は、特定非営利活動法人湘南ベルマーレスポーツクラブ(以下「ベルマーレスポーツクラブ」という。)とする。

(補助対象事業)

第3条 市長は、前条の団体が実施する本市スポーツ振興に係る事業に対して補助する。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、前条の事業を実施するために必要な経費とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 総会・理事会の会議費
- (2) 飲食費(ただし、イベントなどでその場を離れられない特別な事由がある弁当代などは除く)
- (3) 懇親会費
- (4) 慰労的な研修費、成果報告のない研修費
- (5) 慶弔費
- (6) 上部・他団体への負担金・分担金
- (7) 運営安定のための積立金
- (8) その他特定目的のための積立金

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助対象事業費の2分の1以内の額で予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金の交付申請は、平塚市スポーツ事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下に同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定の通知)

第7条 規則第7条の規定による補助金の交付決定通知は、平塚市スポーツ事業補助金決定通知書(第2号様式)により行うものとする。

(補助対象からの排除)

第8条 市長は、平塚市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金等の交付の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人であって、代表者又は役員の中に暴力団に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、補助金等の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の決定通知を受けたベルマーレスポーツクラブは、市長の指示に従い補助金の支払を請求するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第10条 既に交付決定を受けた補助金の額の変更を受けようとするときは、平塚市スポーツ事業補助金変更交付申請書(第3号様式)に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 収支見込報告書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の変更交付決定の通知)

第11条 前条の規定による補助金の変更交付決定通知は、平塚市スポーツ事業補助金変更決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(実績報告)

第12条 規則第11条の規定による実績報告は、当該事業終了後、速やかに、平塚市スポーツ事業補助金実績報告書(第5号様式)に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第13条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、平塚市スポーツ事業補助金

額確定通知書（第6号様式）により行うものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、確定額を超えて補助金が交付されている場合は、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金等を返還させるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合であり、かつ、当該経費について消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が発生する場合、補助事業者は、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後、平塚市スポーツ事業補助金消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者はこれに速やかに応じなければならない。

（書類の整備等）

第16条 補助金の交付を受けたベルマーレスポーツクラブは、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証憑書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証憑書類は、当該補助事業完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、平塚市スポーツ事業補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。